

区 分	内 容											
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	(平成20年度実績) 1人当たり平均支給年額 531,857 円											
区 分	内 容											
	対象職員	支 給 月 額										
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	給料表、職務の級、手当の区分に応じて定額を支給 行政職(再任用以外の職員)の場合 9級(1種)125,700円、8級(2種)90,700円、 7級(2種)85,400円、7級(3種)68,300円、 7級(4種)59,800円、6級(3種)64,200円、 6級(4種)56,200円、6級(5種)48,200円 (平成20年度実績) 1人当たり平均支給月額 65,925 円										
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	<table border="1"> <tr> <td>ア 配偶者</td> <td>10,500 円</td> </tr> <tr> <td>イ 配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td> <td>1人につき5,000円を加算</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(平成20年度実績) 1人当たり平均支給月額 39,167 円</td> </tr> </table>	ア 配偶者	10,500 円	イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	(平成20年度実績) 1人当たり平均支給月額 39,167 円	
ア 配偶者	10,500 円											
イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円											
ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円											
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算											
(平成20年度実績) 1人当たり平均支給月額 39,167 円												
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	<table border="1"> <tr> <td>ア 借家・借間居住者</td> <td>家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給</td> </tr> <tr> <td>イ 自宅居住者</td> <td>2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)</td> </tr> <tr> <td>ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者</td> <td>借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(平成20年度実績) 該当なし</td> </tr> </table>	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)	ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	(平成20年度実績) 該当なし			
ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給											
イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)											
ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額											
(平成20年度実績) 該当なし												
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	<table border="1"> <tr> <td>ア 交通機関等利用者</td> <td>次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円></td> </tr> <tr> <td>イ 自動車等使用者</td> <td>通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給</td> </tr> </table>	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給						
ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>											
イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給											

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	特別急行料金等の2分の1の額（1月当たり2万円を限度）を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		（平成20年度実績） 1人当たり平均支給月額 2,200円	
単身赴任手当 (県の規定に準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額23,000円 + 加算額	
		〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。	
		（平成20年度実績） 1人当たり平均支給月額 29,000円	
6 役員の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）			
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
非常勤理事	1日につき10,200円	-	
非常勤監事	監査1回につき30,000円	-	